

財務省告示第十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十四年十二月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成十五年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 平沼 赳夫

一	二	三	四	五
名称及び記 号	発行の根拠	の条項及びそ の発行方法	募入決定の 方法	イ 価格競争 口 非競争入 イ 価格競争
利付国庫債券（五年）（第二十三 回）	国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項	価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格 競争入札発行」という。）及び 価格競争入札と同時に行われる 入札であつて、価格競争入札に おいて定められた利率をその利 率とし、価格競争入札において 募入の決定を受けた各申込みの 応募価格を募入額により加重平 均して得られる価格をその発行 価格とするものによる発行（以 下「非競争入札発行」という。）	各申込みのうち応募価格の高い ものからその応募額を順次割り 当てる。 各申込みの応募額を案分により 割り当てる。	額面金額で一兆八千七百八十九

十五	十四	十三		十二		十一	十	九	八	七		六		五	四	三	二	一
元利支	償還額	償還限		後の利子	第二期以後	初期利子	利率	入札発行競争格	入札発行競争格	発行価格競争格	発行価格競争格	種類金額	種類金額	入札発行競争格	入札発行競争格	入札発行競争格	入札発行競争格	入札発行競争格
日本銀行の本店、支店、代理店、	額面金額百円につき百円	平成十九年十二月二十日	る利息を支払う。	いで、その日以、前六月間に属す	日を、支払期とし、各支払期にお	毎、年六月二十日及び十二月二十	年〇・三パーセント	額面金額百円につき九十九円九	額面金額百円につき九十九円八	額面金額百円につき九十九円八	平成十四年十二月二十日	円、一億円及び十億円の六種	円、一億円、十億円、百万円、千万	百九十六億千三十七万円	円、一兆八千七百七十億七千三百万	額面金額で百九十六億三千万円	億円	億円

$$\frac{\text{額面金額又は記録金額} \times 0.3}{100} \times 1$$

す、次、その、が、金、と、平、年、十、額、格、十、額、平、円、五、百、一、一、億、円、の、六、種、

す、次、その、が、金、と、平、年、十、額、格、十、額、平、円、五、百、一、一、億、円、の、六、種、

す、次、その、が、金、と、平、年、十、額、格、十、額、平、円、五、百、一、一、億、円、の、六、種、

十七 十六

払込期日 者 入札参加 払場所

平成十四年十二月二十日 財務大臣から通知を受けた者 取扱店並びに取扱郵便局 国債代理店及び国債元金支払